

JETプログラム (語学指導等を行う外国青年招致事業)

参考資料

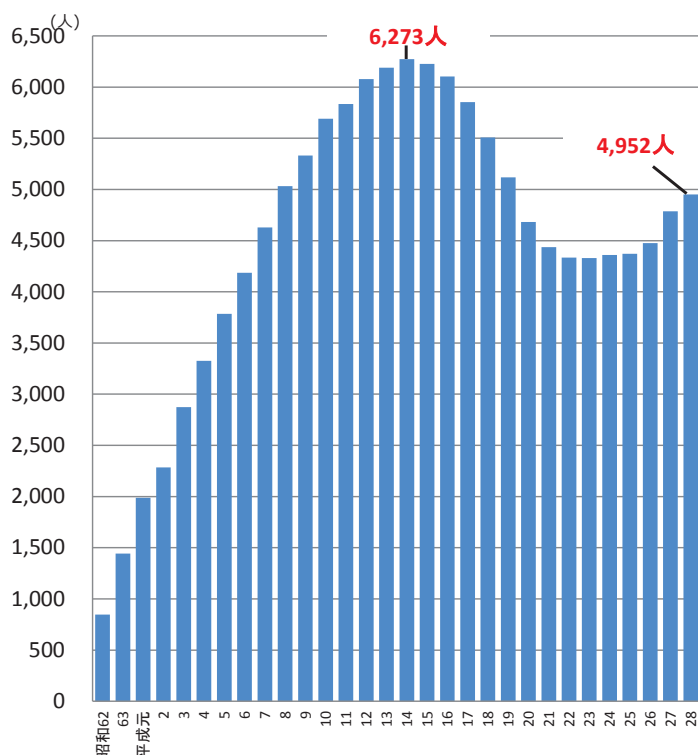
目 的	外国青年を招致して地方自治体等で任用し、 外国語教育の充実と地域の国際交流の推進 を図ることを目的として昭和62年開始。
事業主体	都道府県、市区町村等
運営協力	・総務省(総合調整、自治体への財政措置(地方交付税措置)) ・外務省(在外公館での募集・選考、出発前オリエンテーション、帰国後のJET参加者への支援) ・文部科学省(ALTに係る学校教育研修、指導・助言) ・一般財団法人 自治体国際化協会(CLAIR) (JET参加者の配置、オリエンテーション・研修の実施、任用団体・参加者のサポート)
参加者の職務内容	・外国語指導助手(ALT: Assistant Language Teacher) ...公立・私立の小学校・中学校や高等学校で語学指導に従事 ・国際交流員(CIR: Coordinator for International Relations) ...地域において国際交流活動に従事 ・スポーツ国際交流員(SEA: Sports Exchange Advisor) ...地域においてスポーツを通じた国際交流活動に従事
任用期間	1年間(最長で5年間まで更新可)



- ・平成28年に**設立30周年**を迎え、累計で**世界65か国**から**約6万5千人**の外国青年を招致する**世界最大規模の人的交流プログラム**として、参加者は帰国後も日本理解の促進に貢献。
- ・小学校での**英語教育早期化**やオリンピック・パラリンピックに向けた**国際交流**(ホストタウン等)などに**有為な人材**を供給。

JETプログラム 参加者

◆ 参加者数の推移



◆ 参加者の国別内訳

